

神奈川県簡易固定型臨時営業の取扱要領の一部改正の概要

1 改正の趣旨

臨時営業制度を運用していく中で、「第3 営業内容の目安」を見直し、衛生的な取扱いができる場合に取扱うことのできる食品等の例示を追加するほか、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 品目数（第3の3関係）

- ・ 近隣都県の取扱い状況等をかんがみ、食品の調理とともに取扱いが可能な飲料に関する規定を追加する。

(2) その他規定の整備

- ・ その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年7月1日